

定住奨励金制度

【転入奨励金】と【持ち家奨励金】の2つの奨励金制度を実施しています。

交付要件

【転入奨励金（市外から転入された方）】

- 南砺市への転入日前に、市外に5年以上住所があったこと。
- 土地、建物ともに新たに取得すること。
→土地と建物の登記名義は申請者と同一にしてください（所有者は共有も可）
→土地は名義変更による取得も可。
- 南砺市に転入した日から、前後3年以内に取得した住居に住所を定めること。

【持ち家奨励金（市内で転居された方）】

- 土地、建物ともに新たに取得すること。
→土地と建物の登記名義は申請者と同一にしてください（所有者は共有も可）
→土地は名義変更による取得も可。

【各奨励金共通事項】

指定山間過疎地域に居住される方への奨励金は、1.5倍もしくは2倍になります。

※対象地域については、南砺で暮らしません課にお問い合わせください。

奨励金額

奨励金名	対象	金額 (新築)	金額 (中古)	家族加算 (申請者を除く)
転入奨励金	南砺市外に 5年以上住所が あった方	100 万円	60 万円	1人につき5万円 ※市外で誕生した5歳以下の方も対象
持ち家奨励金	南砺市民の方 または 市外での居住が5年未満の方	50 万円	30 万円	なし

添付書類チェックリスト
裏面へ➡

申請のタイミング

- ◆住宅の建築、売買に係る契約締結
- ◆土地と建物の登記
- ◆申請する住所への住民票の異動手続き

左記の3点が完了した後に、速やかに申請してください。

添付書類チェックリスト

	必要書類		備考（取得先など）
1	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票(一人世帯の場合も含む) →住所、世帯主、続柄などの省略がないもの →一人世帯の場合も含む	原本 (※2)	・南砺市市民センター ・住基カード ・コンビニ（マイナンバーカード取得者のみ）
2	<input type="checkbox"/> 世帯のうち、転入に該当する全員の戸籍の附票(※1) →一人世帯の場合も含む	原本 (※2)	本籍地の市町村窓口
3	<input type="checkbox"/> 住宅の位置図（付近の見取図） →住宅地図やインターネット上のマップ	コピー可	施工者が準備したのも可
4	<input type="checkbox"/> 配置図 →敷地に対して住居がどのように位置しているかを示すもの	コピー可	施工者が準備したのも可
5	<input type="checkbox"/> 各階平面図	コピー可	施工者が準備したのも可
6	<input type="checkbox"/> 土地及び建物の登記事項証明書又はその写し	コピー可	富山地方法務局 砺波支局 住所：砺波市苗加353番地2
7	<input type="checkbox"/> 建築に係る契約書又は売買契約書の写し	コピー可	施工者が準備したのも可
8	<input type="checkbox"/> 世帯全員の、市町村税に滞納がないことを証明する書類 ・納税証明書もしくは完納証明書 ・非課税証明書（非課税の場合） →最新年度分：年度途中でも納期到来分の市税が納税されている証明で可 →子どもであっても、中学生以上は提出	原本 (※2)	1月1日現在で住所がある市町村窓口

(※1) 戸籍の附票＝住所の履歴簿のようなもの。

南砺市転入前に、市外に5年以上の居住実態があったことを証明できる附票をご用意ください。

【例1】結婚などで親の戸籍から独立して夫婦の戸籍を作った場合

→婚姻後の戸籍の附票には婚姻届を出した時点以降の住所しか記録されていません。
婚姻後の附票で交付要件を証明できない場合は、婚姻前の戸籍の附票を提出していただく場合があります。

【例2】本籍を変更（転籍）している場合（南砺市から他市町村に変更）

→変更後の附票には、変更以降の住所しか記録されません。
変更後の附票で交付要件を証明できない場合は、変更前の戸籍の附票を提出していただく場合があります。

(※2) 空き家バンク活用促進事業と併用申請する場合はコピー可

【問い合わせ先】南砺市役所 南砺で暮らしません課（南砺市荒木1550番地）
TEL：0763-23-2037 / FAX：0763-52-3680
mail：kurashimasenka@city.nanto.lg.jp